

西宮市自転車等駐車場の自動ゲート入退場用カード等の交付に関する要綱 ②・③・④

第1条 この要綱は、西宮市自転車等駐車場（以下「駐車場」という。）の自動ゲート入退場用カード（定期使用）、コインポスト用鍵及び機械式自転車駐車場用定期使用ICカードとICタグ（以下「カード等」という。）の交付に関する事務の処理について必要な事項を定める。②・③

第2条 駐車場の使用に必要となる場合、市長は、駐車場の使用者（以下、「使用者」という。）にカード等を交付する。

2 使用者がカード等を紛失または毀損した場合は再交付する。

3 使用者またはその家族の福祉を目的として市長が特別に認める場合、同一の自転車に対し、2枚まで自動ゲート入退場用カード（定期使用）を交付することができる。③

4 前2項の場合及び定期使用の解約時または一時使用の出庫時にカード等（機械式自転車駐車場用ICタグを除く）を紛失または毀損等により再利用可能な状態で返却できない場合、別表に定める費用を使用者から徴収する。③

第3条 前条第4項の場合、その後、紛失物の発見等により、使用者が当該カード等（機械式自転車駐車場用ICタグを除く）を再利用可能な状態で返却したときには、同項で徴収した費用を還付する。③

第4条 震災、風水害、火災などにより、カード等を紛失した場合、被害を証明する書類（罹災証明書等）の提示をもって別表に定める費用を免除する。④

付 則

この要綱は平成17年4月1日から実施する。

付 則（平成22年10月1日①）

この要綱は平成22年10月1日から実施する。

付 則（令和3年4月1日②）

この要綱は令和3年4月1日から実施する。

付 則（令和4年2月17日③）

この要綱は令和4年2月17日から実施する。ただし、別表中の自動ゲート入退場用カード（定期使用）の費用の改正規定は、令和4年4月1日から実施し、令和4年3月31日までに徴収する費用の額は、なお従前の例（2,000円）による。

付 則（令和6年3月1日④）

この要綱は令和6年3月1日から実施する。

別表 ①・②・③

品名	費用
自動ゲート入退場用カード（定期使用）	1,000円
コインポスト用鍵	1,000円
機械式自転車駐車場用定期使用ICカード	500円
機械式自転車駐車場用ICタグ	500円